

第64回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成26年 3月26日（水曜日）午前10時

場 所

大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）の更新の件

株式会社イトーキ

証券コード 7972

目 次

(ページ)

第64回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

添付書類

事業報告	2
1. 企業集団の現況に関する事項	2
2. 会社の状況に関する事項	10
3. 会社の体制および方針	15
連結計算書類	23
連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25
連結計算書類に係る会計監査報告	26
計算書類	27
貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29
計算書類に係る会計監査報告	30
監査役会の監査報告	31

株主総会参考書類

議案および参考事項	33
第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 取締役6名選任の件	34
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	37
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策） の更新の件	38

証券コード 7972
平成26年3月10日

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 松 井 正

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月25日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第64期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、世界的な金融危機や東日本大震災などから、平成24年秋頃より順調に持ち直してきており、アベノミクスへの期待感から企業収益の改善や個人消費が増加するなど、先行きに明るい兆しが表れ始めております。しかしながら、外交問題やエネルギー問題、国内財政問題など多くの課題を抱えながら、消費税率の引き上げも控え景気の下ぶれリスクも懸念されております。ただし、再建に向けた動きが徐々に始動した段階であり、成長戦略のひとつでもある国内の景気対策として、民間設備投資を喚起し早期の回復による底上げも期待されております。

このような経営環境のもと、当社グループは「顧客第一主義」に基づき、独創的な新製品開発、ソリューション型営業とトータル受注による効率性の高い営業活動を行い、首都圏オフィス市場への攻勢と、重点市場である医療市場、教育施設市場、公共施設市場および金融市場での販売が底堅く推移いたしました。しかしながら研究施設を中心とする設備機器関連事業は、公的資金の投入などの景気策が次年度以降に先送りとなるなどの厳しい状況で推移いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,034億61百万円（前連結会計年度比1.9%減）、営業利益は41億40百万円（前連結会計年度比20.3%増）、経常利益は44億25百万円（前連結会計年度比18.5%増）、当期純利益は39億10百万円（前連結会計年度比44.7%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏の大型新築ビルへの移転需要に始まり、二次移転、三次移転へと、安全、安心なオフィスビルへの移転需要が生じ、当社の得意とするソリューション提案によりトータル受注を目指し、多様化する市場ニーズに対応し専門性と総合力で「攻め」の営業に取り組みました。

また、医療施設や教育施設・地方自治体庁舎の新築や、金融市場の活性化による移転・リニューアル商談等を確実に取り込んだ結果、堅調に推移しました。

業績は、売上高525億19百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益29億49百万円（前連結会計年度比46.7%増）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、オフィス関連事業以外でコア事業へと成長を図るため、建材、物流設備、セキュリティ設備、研究設備、商業施設等における製品の開発と市場投入の継続およびオフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めました。

特に建材事業では、営業体制の強化と、生産体制の合理化により今期黒字化へ転換も果たし、さらに平成25年11月に大型新製品として「高耐震間仕切G」を投入いたしました。

研究設備分野では、株式会社ダルトンが中核となり事業展開しておりますが、公的予算執行の先送りなどにより期ずれとなった大型案件の影響もあり伸び悩みました。

業績は、売上高471億48百万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益11億38百万円（前連結会計年度比18.8%減）となりました。

[その他]

その他の事業につきましては、単品学習家具事業から学習環境をトータルに提案する学習環境事業に転換を図りながら、コスト削減にも取り組み収益は改善いたしました。Eコマースの拡大をいらんだWEB販売事業に注力し、新規販路の拡大を図り商流の改革に着実に取り組みました。

業績は、売上高37億93百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益51百万円（前連結会計年度比80.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済環境は、足元は、平成27年には、10%への消費税率引き上げが検討されていることによる景気への影響が懸念される中、海外景気を持ち直しを背景として輸出関連企業をはじめ、国内景気の経済対策による底上げの持ち直しなど、回復基調への期待感も高まりつつありますが、欧州での金融不安の長期化や、中国および新興国の経済成長の鈍化など、やや不透明な情勢を反映し、積極的な投資に慎重な姿勢も見られております。

当社グループとしましては、このような状況の中、オープンイノベーションを加速させる「SYNQA」を最大限に活用し、今までにない新しい価値を顧客に提供し、需要の獲得と創造を狙います。

引き続き商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、「業界No.1」企業を目指した経営戦略を推し進めます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成22年度 (第61期)	平成23年度 (第62期)	平成24年度 (第63期)	平成25年度 (第64期) (当期)
売上高(百万円)	83,253	92,087	105,508	103,461
経常利益(百万円)	533	1,358	3,735	4,425
当期純利益(百万円)	186	△1,621	2,702	3,910
1株当たり当期純利益(円)	3.70	△32.63	54.37	78.21
総資産(百万円)	77,551	87,222	89,256	95,261
純資産(百万円)	36,017	34,963	38,240	43,026
1株当たり純資産額(円)	707.70	662.72	723.51	814.79

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 平成23年度は、特別損失に東日本大震災による被災費用、希望退職者募集に伴う割増退職金等を計上したことにより当期純損失となりました。

3. 平成25年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 200	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキ大阪工務センター	10	100.0	工事の施工・監理
株式会社イトーキテクニカルサービス (注)1	100	100.0	保守・サービス
株式会社シマソービ (注)2	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道 (注)3	40	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社 (注)4	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社 (注)5	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社エフエム・スタッフ (注)6	90	98.3	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
富士リビング工業株式会社	60	87.1	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.5	鉄扉・貸金庫等の製造
株式会社ダルトン	1,387	52.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ工務センター	14	48.1	工事の施工・監理

- (注) 1. 株式会社イトーキテクニカルサービスの議決権比率には、間接所有分の20.0%を含んでおります。
2. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
3. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
4. 伊藤喜オールスチール株式会社の議決権比率は、平成25年8月9日に実施した同社を完全子会社とする株式交換により100%となっております。
5. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.01%を含んでおります。
6. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。
7. 株式会社タイメックは平成25年12月26日に清算終了しております。

③ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社14社ならびに株式会社ダルトンの子会社5社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
オープンアーク社	オランダ	座スライド式チェアの製造、販売権の許与
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス営繕、組立・施工等の物流サービス等
設備機器関連事業	建築問仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等
その他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、什器の修理、メンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場（平成25年12月31日現在）

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
 (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
 (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (盛岡・東北の各支店)
東 京 都	営業本部 東京西支社 (第1～3・多摩の各支店) 東京東支社 (千代田・中央の各支店) 東京中央支社 (第1～2支店、教育医療営業部) 金融営業統括部 (第1～4・金融中央の各支店) 情報通信営業統括部 (第1～2支店) 設備機器営業統括部 (物流システム東京・セキュリティ設備 東京・システム機器東京の各支店・原子 力施設販売課) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (東日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 (東日本建材第1～4支店)
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 東日本支社 (長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城・千葉・埼 玉の各支店) 神奈川販売統括部 (横浜・横浜中央・平塚の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (名古屋第1～2・名古屋中央・市場別販売・ 静岡・北陸の各支店) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (中部・北陸支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (大阪・第1～3・京都の各支店) 設備機器営業統括部 物流システム西日本支店 パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (西日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材支店
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島各 支店)

(d) 生産拠点

区 分	名 称
関 東 地 方	生産本部 関東工場 千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場 寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 京都製造部（京都府八幡市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は、平成26年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） 株式会社イトーキ大阪工務センター（大阪市中央区） 株式会社イトーキテクニカルサービス（東京都中央区） 株式会社シマソービ（横浜市中区） 株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区） 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市） 三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区） 株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区） 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） 株式会社ダルトン（東京都中央区） 株式会社イトーキ工務センター（東京都中央区）
海 外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,259名	22名増

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,898名	38名減	41歳8ヵ月	15年1ヵ月

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成25年12月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,447
株式会社三井住友銀行	1,521
株式会社商工組合中央金庫	1,161
株式会社三菱東京UFJ銀行	709
株式会社横浜銀行	488
三井住友信託銀行株式会社	484
株式会社千葉銀行	468

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成25年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 1,727,472株）
- ③ 株主数 6,414名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,242	4.44
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,225	4.41
伊 藤 七 郎	1,877	3.72
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,832	3.63
イ ト ー キ 協 力 会 社 持 株 会 株 式 会 社 ア シ ス ト	1,612	3.19
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,227	2.43
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	1,185	2.35
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.12
イ ト ー キ 従 業 員 持 株 会	1,014	2.01

(注) 当社は自己株式を1,727,472株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成25年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長
代表取締役社長	松 井 正	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	近 光 勝	建材事業本部長 兼 生産本部副本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	伊原木 秀 松	生産本部長
取 締 役	永 田 宏	
取 締 役	宮 本 照 武	
常 勤 監 査 役	細 田 久 雄	
監 査 役	飯 沼 良 祐	
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役 東急建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、宮本照武の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役細田久雄氏は、長年にわたり当社において企画・経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役永田 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	212百万円 (13百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23百万円 (7百万円)
合 計	9名	236百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年3月29日開催の当社第51回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠として、平成25年3月27日開催の当社第63回定時株主総会において、取締役の変動報酬枠の報酬等の額は、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の当社第63回定時株主総会において月額10百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与76百万円（取締役6名に対し74百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーション、東急建設株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述3社との間に特別の関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況
主な活動内容

地位	氏名	主な活動状況
取締役	永田 宏	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取締役	宮本照武	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	飯沼良祐	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会12回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	齋藤晴太郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門知識、経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち株式会社ダルトンは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人の職務の遂行が十分ではない場合および会計監査人が会社からの信用を著しく損なった場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日ならびに平成23年3月25日に改定を行っており、下記は最新（平成23年3月25日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、従来より取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に努めてきたが、会社法の施行にともない、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向けさらなる体制の整備を図ることとし、この体制の整備についての基本方針を以下のとおり定め、その基本方針を実行するために必要な具体的な事項については、基本方針に則りすでに決定済みのものを再検討し、未決定のものを速やかに定めることとする。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的な見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
 - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
 - (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
 - (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)(b)と同様の推進に努める。
 - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
 - (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
 - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社に対し「イトーグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
 - (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
 - (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
 - (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 監査役は、その職務遂行上報告を受けると判断した事項について取締役及び使用人に報告を求めることができる。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様へ、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った

経営を行い、発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余りにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズを、よりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のとおりの中長期の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、それぞれ平成20年（2008年）、平成22年（2010年）を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。また、平成23年（2011年）から平成25年（2013年）までの中期経営計画「ローリングプラン2013」より、過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ、3カ年の計画を1年ごとに更新するローリング方式を採用しておりますが、「ローリングプラン2015」は、取組みを進める諸施策が結実する節目であり、また創業125年を迎える2015年を展望し、平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの4カ年の計画といたしました。さらに、今回「ローリングプラン2015」をベースに、最近の業績動向や経営環境の変化等を踏まえ、計画期間を従来どおりの3カ年（平成25年～平成27年）として、数値目標の修正を含めた一部見直しを行い、「ローリングプラン2015（Ⅱ）」を策定いたしました。今回のローリングプランでは、徹底した「顧客第一主義」に基づき、収益性の向上と新たな成長を追求し、計画最終年度である2015年度の数値目標を達成すべく、各基本戦略においてアクションプランを強力で推し進めます。そして、商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、常に高い収益を実現する「業界No.1」の企業を目指し、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思確認のため株主総会を招集し、新

株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にも利益を与えない場合等、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ.に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されており、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,925	流動負債	35,359
現金及び預金	19,553	支払手形及び買掛金	13,375
受取手形及び売掛金	26,234	電子記録債務	3,889
有価証券	77	1年以内に償還する社債	128
商品及び製品	3,408	短期借入金	8,257
仕掛品	1,112	1年以内に返済する長期借入金	2,663
原材料及び貯蔵品	1,296	未払法人税等	746
繰延税金資産	217	未払費用	2,698
その他	1,364	未払消費税等	435
貸倒引当金	△338	賞与引当金	922
固定資産	42,335	役員賞与引当金	90
有形固定資産	28,193	受注損失引当金	77
建物及び構築物	12,601	製品保証引当金	23
機械装置及び運搬具	2,698	債務保証損失引当金	31
土地	10,265	その他	2,018
建設仮勘定	1,399	固定負債	16,874
その他	1,228	社債	668
無形固定資産	1,230	長期借入金	3,718
のれん	34	繰延税金負債	1,220
その他	1,196	退職給付引当金	6,364
投資その他の資産	12,911	役員退職慰労引当金	179
投資有価証券	5,066	製品自主回収関連損失引当金	149
長期貸付金	44	負ののれん	0
敷金	1,639	預り保証金	2,823
保険積立金	3,059	その他	1,750
繰延税金資産	104	負債合計	52,234
前払年金費用	1,190	(純資産の部)	
その他	2,612	株主資本	39,578
貸倒引当金	△805	資本金	5,277
資産合計	95,261	資本剰余金	13,061
		利益剰余金	22,073
		自己株式	△833
		その他の包括利益累計額	1,500
		その他有価証券評価差額金	1,479
		為替換算調整勘定	20
		少数株主持分	1,947
		純資産合計	43,026
		負債純資産合計	95,261

連結損益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		103,461
売上原価		67,117
売上総利益		36,343
販売費及び一般管理費		32,203
営業外収益		4,140
受取利息	40	
受取配当金	123	
負のれん償却額	1	
持分法による投資利益	0	
受取貸付料	201	
受取配当金	114	
受取保険金	58	
債務保証損失引当金戻入額	23	
その他	249	813
営業外費用		
支払利息	223	
賃貸建物等減価償却費	65	
賃貸建物等管理費用	27	
関係会社貸倒引当金繰入	69	
その他	141	528
経常利益		4,425
特別利益		
投資有価証券売却益	364	
退職給付制度終了益	285	
その他	35	685
特別損失		
固定資産除却損	74	
減損損失	60	
子会社清算損	88	
その他	15	238
税金等調整前当期純利益		4,872
法人税、住民税及び事業税	855	
法人税等調整額	21	877
少数株主損益調整前当期純利益		3,995
少数株主利益		85
当期純利益		3,910

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,277	13,020	18,520	△1,178	35,640
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△497		△497
当 期 純 利 益			3,910		3,910
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		40		345	385
子会社の新規連結による剰余金増加額			148		148
決算期の変更に伴う子会社剰余金の減少高			△8		△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	40	3,553	344	3,937
当 期 末 残 高	5,277	13,061	22,073	△833	39,578

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	459	△140	319	2,280	38,240
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△497
当 期 純 利 益					3,910
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					385
子会社の新規連結による剰余金増加額					148
決算期の変更に伴う子会社剰余金の減少高					△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,019	160	1,180	△332	847
連結会計年度中の変動額合計	1,019	160	1,180	△332	4,785
当 期 末 残 高	1,479	20	1,500	1,947	43,026

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月19日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,190	流動負債	26,203
現金及び預金	12,945	支払手形	1,978
受取手形	5,988	電子記録債権	5,385
売掛金	14,911	買掛金	6,239
商品及び製品	2,369	短期借入金	6,420
仕掛品	669	1年以内に返済する長期借入金	1,234
原材料及び貯蔵品	682	リース債権	344
短期貸付金	906	未払人形金等	226
その他の金	415	未払法人税等	299
貸倒引当金	△ 698	未払消費税等	260
固定資産	36,917	未払引当金	2,438
有形固定資産	20,536	賞与引当金	745
建物	10,567	役員賞与引当金	76
構築物	205	受注損失引当金	77
機械及び装置	1,944	債務保証損失引当金	31
車輛及び運搬具	7	その他	445
工具器具備品	334	固定負債	11,278
土	6,716	長期借入金	1,637
リース資産	587	繰上債	541
建設仮勘定	173	繰延税金負債	858
無形固定資産	501	退職給付引当金	4,826
ソフトウェア	127	製品自主回収関連引当金	149
電話加入権	82	預り保証金	2,800
リース資産	259	資産除去債	112
その他	33	その他	354
投資その他の資産	15,878	負債合計	37,482
投資有価証券	4,604	(純資産の部)	
関係会社株式	4,227	株主資本	36,160
長期貸付金	982	資本	5,277
敷金	1,359	資本剰余金	13,059
保険積立金	2,239	資本準備金	10,816
入会金	313	その他資本剰余金	2,243
前払年金費用	1,190	利益剰余金	18,656
その他の金	2,181	利益準備金	881
貸倒引当金	△1,220	その他利益剰余金	17,775
資産合計	75,108	配当準備積立金	250
		固定資産圧縮積立金	1,174
		別途積立金	12,230
		繰越利益剰余金	4,121
		自己株式	△833
		評価・換算差額等	1,465
		その他有価証券評価差額金	1,465
		純資産合計	37,625
		負債純資産合計	75,108

損 益 計 算 書

（平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		79,566
売 上 原 価		53,840
売 上 総 利 益		25,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,285
営 業 外 収 益		2,441
受 取 利 息	67	
受 取 配 当 金	303	
受 取 賃 貸 料	257	
受 取 保 険 金	26	
保 険 配 当 金	114	
関 係 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	93	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	23	
そ の 他	227	1,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	118	
賃 貸 建 物 等 減 価 償 却 費	91	
賃 貸 建 物 等 管 理 費 用	45	
そ の 他	81	337
経 常 利 益		3,217
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	364	
退 職 給 付 制 度 終 了 益	285	
そ の 他	2	652
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	70	
減 損	60	
子 会 社 清 算 損	53	
そ の 他	13	198
税 引 前 当 期 純 利 益		3,671
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	294	
法 人 税 等 調 整 額	△72	222
当 期 純 利 益		3,449

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						配当準備 積立金	固定資産圧縮 債 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,486	12,230	856	15,704
当 期 変 動 額										
剰余金の配当									△497	△497
当 期 純 利 益									3,449	3,449
自己株式の取得										
自己株式の処分			40	40						
固定資産圧縮積立金の取崩							△312		312	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	40	40	—	—	△312	—	3,264	2,952
当 期 末 残 高	5,277	10,816	2,243	13,059	881	250	1,174	12,230	4,121	18,656

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,178	32,823	456	456	33,280
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△497			△497
当 期 純 利 益		3,449			3,449
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	345	385			385
固定資産圧縮積立金の債立		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,008	1,008	1,008
当 期 変 動 額 合 計	344	3,336	1,008	1,008	4,345
当 期 末 残 高	△833	36,160	1,465	1,465	37,625

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月19日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 2月24日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 細 田 久 雄 ㊟
社外監査役 飯 沼 良 祐 ㊟
社外監査役 齋 藤 晴 太 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額655,414,188円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年3月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、松井 正、近光 勝、伊原木秀松、永田 宏、宮本照武の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま だ まさ みち 山 田 匡 通 (昭和15年5月5日)	昭和39年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成3年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長(現) (重要な兼職の状況) 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長	630,104株
2	まつ い ただし 松 井 正 (昭和21年5月12日)	昭和44年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成9年12月 同社東京法人販売部長 平成12年12月 同社執行役員代販推進本部長 平成14年12月 同社執行役員九州支社長 平成17年6月 当社執行役員オフィス事業部営業本部西日本支社長 平成20年1月 当社常務執行役員マーケティング本部長 平成21年1月 当社専務執行役員 平成21年3月 当社代表取締役社長(現)	59,267株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ちか みつ まさる 近 光 勝 (昭和23年9月17日)	昭和46年4月 高千穂交易株式会社入社 昭和50年3月 旧株式会社イトーキ入社 平成10年12月 同社執行役員営業総本部販売推進部長 平成11年12月 同社執行役員営業推進本部長兼販売推進部長 平成14年6月 同社執行役員開発本部長 平成15年6月 同社執行役員オフィス商品本部長 平成15年12月 同社執行役員事業統括本部長 平成17年2月 同社取締役常務執行役員事業統括本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員オフィス事業部商品本部長 平成20年1月 当社取締役常務執行役員業務本部長 平成20年3月 当社取締役専務執行役員業務本部長 平成22年1月 当社取締役専務執行役員建材事業本部長兼生産本部副本部長(現)	7,883株
4	いばらぎ ひで まつ 伊原 秀松 (昭和24年4月18日)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社)と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成21年11月 当社顧問 平成22年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員生産本部長(現)	24,217株
5	なが た ひろし 永 田 宏 (昭和16年2月22日)	昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長 平成14年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科(MBAコース)客員教授 平成20年3月 当社社外取締役(現)	6,789株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※6	ながしまとしお 長島俊夫 (昭和23年7月22日)	昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成13年6月 同社取締役丸の内開発企画部長 平成14年4月 同社取締役ビル開発企画部長 平成16年4月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長 兼ビル開発企画部長 平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長(代表取締役) 平成23年1月 日本郵政株式会社代表執行役副社長 平成23年6月 同社取締役兼代表執行役副社長 平成25年6月 同社顧問(現) 平成25年7月 大阪市特別参与(現) 伊藤滋都市計画事務所パートナー(現)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 永田 宏、長島 俊夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 永田 宏、長島 俊夫の両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
5. 永田 宏氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、永田 宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、長島 俊夫氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、永田 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじ た すぐる 藤 田 傑 (昭和19年7月22日)	昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録(現) 平成15年9月 藤田傑税務会計事務所開設(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。同氏は、過去に直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、当初平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会の決議により更新しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成26年3月開催予定の当社第64回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非も含め、検討してまいりました。

その結果、平成26年2月14日開催の当社取締役会にて、本株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、現プランを本プランとして更新（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することといたしました。

なお本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

つきましては、本プランの更新につき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 本プランへの更新の目的

本プランは、基本方針¹に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、現プランを本プランとして更新することを決定いたしました。

¹ 事業報告18ページに記載の「I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」をいいます。

2. 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1.「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」と総称します。）がなされる場合（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

(2) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文書等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたもの）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、日本語で買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(3) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、買付者等が当社に対して提供すべき買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを記載した書面を当該買付者等に交付し、買付者等は、当該リストの記載に従い、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は、買付者等の属性及び買付等の内容によって異なりますが、必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、一般的な項目の一部は下記の①から⑧のとおりです。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、就任を予定する当社及び当社グループ会社の役員候補の情報
- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員及び略歴」に記載のとおりです。）に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に書面で提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。但し、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、買付者等から当該情報の一部について提供が無い場合において、買付者等から当該情報の一部の提供がなされないことについて合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくても、買付者等との情報提供に係る交渉等は終了し、その旨を公表すると共に、下記(4)の買付等の内容の検討を開始する場合があります。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(5)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(4) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による評価・検討と独立委員会への意見等の提供

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）の提出が完了した後、最長60日間（独立委員会の意見等の提供要請の期限がそれ以前の場合はその期限まで）を当社取締役会の買付提案等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間として設定します。当該期間中、当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報等を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にまとめ、必要に応じその概要を公表するとともに、その根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等と共に独立委員会へ提供します。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（上記①に従い）当社取締役会から情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(5)③に記載する場合等には、独立委員会は当該

期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。)

(以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言等を得ることができるものとします。

(5) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合、その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報を公表します。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記4. 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由1及び2（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合（引き続き買付者等に情報提供を求める必要がある場合や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除く。）、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記5. 「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができる

ものとしします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
 - (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記4. 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなったか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合
- ② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

- ③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとしします。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、当社取締役会としての意見等の独立委員会への提供後も、適宜検討を継続するものとし、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を慎重かつ可及的速やかに行うものとし、下記(7)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は当該総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(7) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(6)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、発動事由2の該当可能性が問題となっており、①上記(5)①に従い独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、②株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役会が善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

上記のとおり、株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当て実施の議案が可決又は否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。また、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 株主に対する情報開示等

当社は、本プランの運用に際しては、本プランの各手続の進捗状況（買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書・買付説明書が提出された事実、取締役会の評価・検討が開始された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間の延長が行われた事実及び延長の期間・理由を含みます。）、本必要情報の概要、当社取締役会としての意見の概要、独立委員会に代替案を提示した事実及びその概要、独立委員会による勧告等の概要等を公表するとともに、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適用法令又は金融商品取引所の諸規定等に従い、株主の皆様に対し、適時適切に開示します。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記3.「本プランの発動に係る手続」(5)①記載のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続に従わない買付等（買収等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

(1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社及び当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利

- 益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (3) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み合理的な根拠をもって明らかに不十分又は不適當と判断される買付等である場合
 - (4) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、代理店、従業員等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、合理的な根拠をもって明らかに当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(7) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(9)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(11) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(12) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様の不利益を与えない場合等、本株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令、規則等の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、本日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

<ご参考>

本プランの内容は上記2. から6. に記載のとおりですが、(1)株主の皆様等への影響、並びに(2)本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

(1) 株主の皆様等への影響

① 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3. 「本プランの発動に係る手續」(5)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におい

ては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。

この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(2) 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員との地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものであり、基本方針に沿うものです。

② 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、本プランへの更新にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権無償割当ての実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会の意見・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会が提供した買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）の他に、当社取締役会に対し、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言等を得ることができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員及び略歴

本プランへの更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

永田 宏（ながた ひろし）

【略 歴】

昭和16年 2月22日生

昭和45年 4月 三井物産フランス株式会社入社

平成 8年 6月 三井物産株式会社取締役

平成11年 6月 同社常務取締役

欧州三井物産株式会社社長

平成14年 4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループ
プレジデント

平成16年 6月 同社顧問

平成17年 4月 早稲田大学大学院商学研究科（MBAコース）客員教授

平成20年 3月 当社社外取締役（現）

※ 社外取締役 永田 宏氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、永田 宏氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

飯沼 良祐 (いいぬま よしすけ)

【略 歴】

昭和16年11月8日生

昭和39年4月 株式会社東洋経済新報社入社

平成4年1月 東洋経済アメリカ社長

平成7年1月 「週刊東洋経済」編集長

平成8年1月 株式会社東洋経済新報社取締役

平成14年1月 同社常務取締役

平成23年3月 当社社外監査役(現)

※ 飯沼良祐氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

齋藤 晴太郎 (さいとう せいたろう)

【略 歴】

昭和22年8月15日生

昭和49年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

平成8年4月 第二東京弁護士会副会長

平成10年6月 関東バス株式会社社外監査役(現)

平成15年3月 株式会社東急レクリエーション社外監査役(現)

平成15年5月 東急建設株式会社社外監査役(現)

平成21年4月 日本弁護士連合会理事

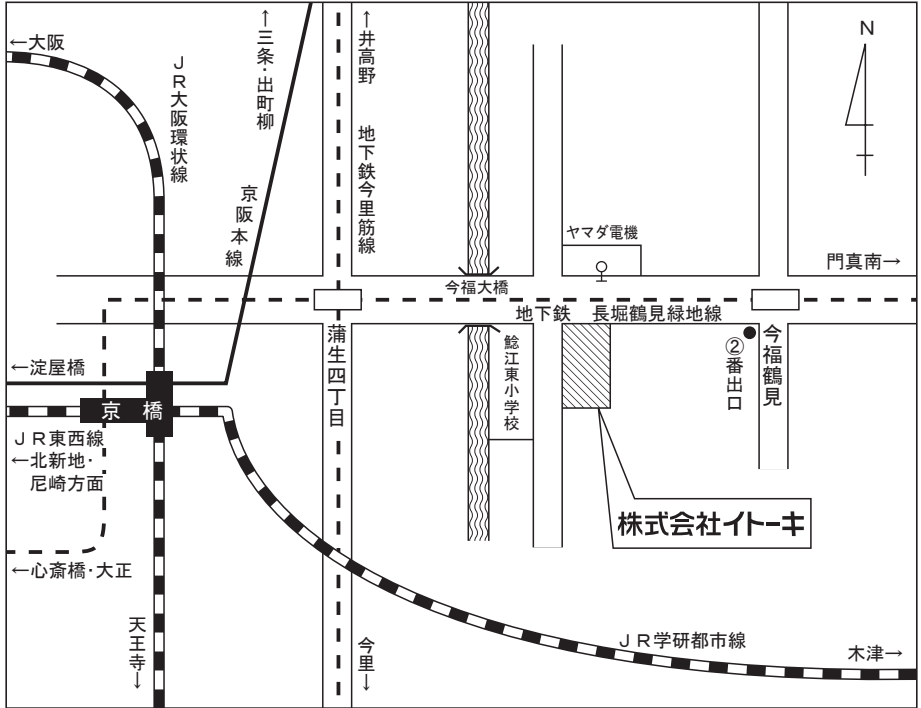
平成23年3月 当社社外監査役(現)

※ 齋藤晴太郎氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

- 大阪市営地下鉄をご利用の場合
長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番出口西へ徒歩5分。
- 大阪市営バスをご利用の場合
「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行に乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。